

# 第1回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和6年（2024年）12月19日（木）

午後3時から

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1

1 開 会

2 委嘱通知書交付

3 教育長あいさつ

4 委員長及び副委員長の選出

5 議事

- (1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジュールについて
- (2) 教育振興基本計画の策定にあたって

6 閉 会

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿  
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市PTA連絡協議会会長	森田 修司	
4	(3) 学校長	谷田部東中学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	荃崎幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

## 第1回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会

### 配布資料一覧

資料番号	資料名
—	委嘱通知書
—	次第・委員名簿
—	つくば市教育大綱
—	第3期つくば市教育振興基本計画
—	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和5年度実績）
資料1	第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項
資料2	教育基本法（抜粋）
資料3	第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール（案）
資料4	令和6年度「幸せな学校づくりに向けたアンケート」の実施について
資料5	教育振興基本計画の策定にあたって
資料6	第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）
資料7	いばらき教育プラン（茨城県教育振興基本計画）

## 第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項

### (設置)

第 1 条 第 4 期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第 4 期つくば市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画策定に関し、必要な事項に関すること。

### (構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が選任した者 10 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校長
- (4) 幼稚園長
- (5) 教育委員
- (6) 市民
- (7) その他教育長が必要と認める者

### (委嘱期間)

第 4 条 委嘱期間は、基本計画の策定終了までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、構成員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和6年12月19日から施行する。

○教育基本法

平成18年12月22日（法律第120号）

第1条—第16条（略）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

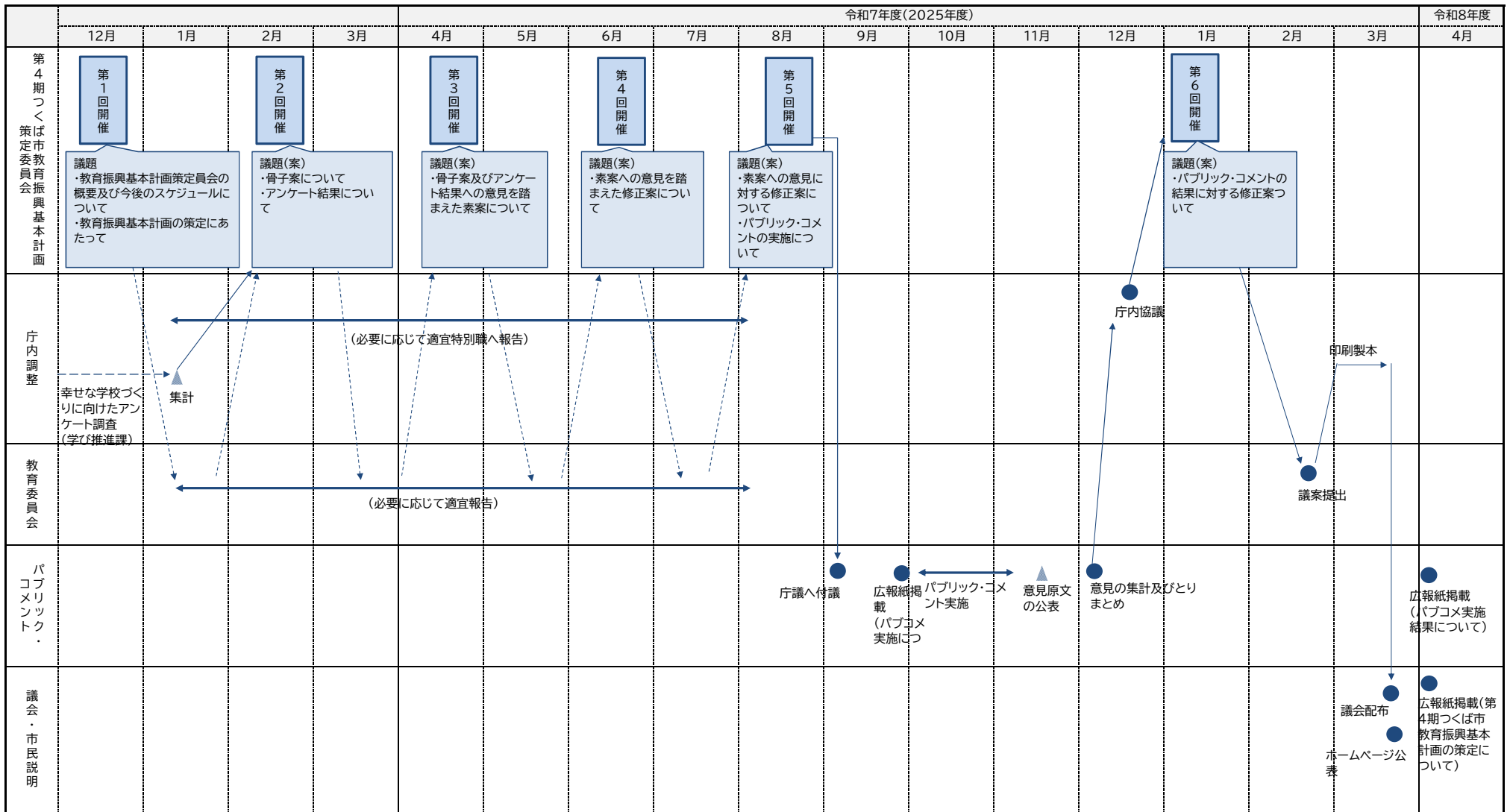
第18条（略）

附則（略）

第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール(案)

資料3

令和6年11月22日更新  
教育局教育総務課



6学推第1604号  
令和6年(2024年)10月29日

市内各学校長様

つくば市教育委員会教育長  
(公印省略)

### 令和6年度「幸せな学校づくりに向けたアンケート」の実施について

つくば市では、変化の激しい社会において教育の羅針盤となる「つくば市教育大綱」を令和2年(2020年)3月に策定いたしました。策定から5年目を迎えるにあたり、その目標と理念の実現度を把握するため、標記アンケートを実施することといたしました。

本アンケートは、外部有識者を交えた「つくば市教育評価懇談会」協力のもと作成しております。昨年度まで実施した「教えから学び」アンケートに代わり、本年度から5年間にわたり児童生徒の変容を捉えるアンケートとして予定しています。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 実施期間

令和6年10月29日(火)～令和6年11月14日(木)

#### 2 対象者

4年生から9年生までのすべての児童生徒

※校内フリースクールに通う児童生徒や外国籍の児童生徒等については、個々の状況に応じて可能な限り実施願います。

#### 3 掲載場所

「教育局ライブラリ → 39 教えから学びへ → R6 アンケート内」

※各校でFormsの複製は必要ありません。上記リンクを児童生徒に配信してください。

#### 4 回答結果の送付・活用

- ・児童生徒からのアンケートを回収した後、教育局で分析を行い、学校及び教職員への支援のあり方を見直していきます。
- ・教育局で集計した結果は各校に送付します。(回答後1か月程度)学校の現状や課題把握のための客観的な指標の一つとして教員全体で確認いただき、本年度及び次年度以降のよりよい学校づくりのために御活用ください。

#### 5 実施上の留意点

- ・1人1台端末を活用したWebアンケート方式にて実施願います。
- ・アンケート開始前に、実施背景や目的を担当教員から簡潔に伝えてください。  
([別紙1]を参照 ※配付の必要はありません)
- ・一定の回答の時間(15分程度)を確保の上で、原則として一斉に実施願います。
- ・質問内容の詳細につきましては、[別紙2]を御参照ください。
- ・回答結果は、学び推進課に直接送られます。また、本アンケートの結果は児童生徒の成績評価や、教職員の人事評価には活用しません。

#### 【問合せ先】

つくば市教育局学び推進課  
主任指導主事 永岡 範之  
指導主事 宮本 聡  
電話 883-1111(内線4710)

## [別紙 1] アンケート実施の背景について



つくば市教育委員会教育長 森田 充

つくば市では、みなさん一人一人の個性を輝かせ、幸せな学校生活を送りながら、9年間の教育の中で持続可能な社会の実現に向けて行動できる力を獲得し、将来においても幸せな人生を送ることができるようになってほしいと願っています。

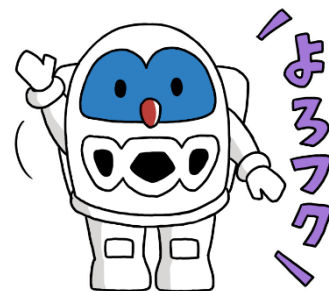
そのために、これからの変化の激しい社会において、教育に関わる全ての人にとって、教育の羅針盤となるような「つくば市教育大綱」を、令和2年(2020年)3月に策定しました。そこでは、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標に掲げるとともに、つくばの教育が目指す考え方の転換を図るための理念が示されています。

その策定から5年となる本年度、「つくば市教育大綱」の目標と理念が、どの程度理解され、実行されているかを測るために、アンケート調査を行うことにしました。アンケート調査の対象は4年生から9年生です。

回答の結果は、みなさんの成績評価に活用されることはなく、Web上にて学校を通さずにつくば市教育委員会に直接送られます。学校生活に関するアンケートの質問に、素直な気持ちで答え、みなさんの本音をぜひ届けてください。

つくば市では、その結果を把握、分析し、児童生徒のみなさんにとって、よりよい学校生活が送れるよう、改善に生かしてまいります。児童生徒のみなさん、回答のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年(2024年)10月



大分類	中分類	小分類	番号	質問項目	
<p>幸せな学校づくりに向けたアンケート：          児童・生徒のみならず          回答の結果は、みなさんの成績評価に活用されることはなく、学校を通さずにつくば市教育委員会に直接送られます。          素直な気持ちで答え、みなさんの本音をぜひ届けてください。</p>					
はじめに、あなたについて教えてください(1/3)					
	基本情報			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校名</li> <li>・学年</li> <li>・クラス</li> <li>・性別</li> <li>・家庭で使用する言語</li> </ul>	
次に、あなたの学校生活について教えてください(2/3)					
学校教育の成果の実感	学校生活の充実感	以下の内容は、あなたにどれくらいあてはまりますか？もっともあてはまるものを選んでください (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)			
		1	学校が楽しい		
		学校生活の中にある以下の時間について、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (楽しい、どちらかといえば楽しい、どちらかといえば楽しくない、楽しくない あてはまらない)			
		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の時間</li> <li>・児童・生徒会活動(委員会活動など)</li> <li>・休み時間</li> <li>・クラブ活動や部活動</li> <li>・給食の時間</li> <li>・学校行事(運動会、文化祭、音楽会など)</li> <li>・友だちと一緒に過ごす時間</li> <li>・先生とお話する時間</li> </ul>		
		3	あなたにとって学校生活がよりよくなるための考えや提案があれば教えてください(自由記述)		
学校教育の経験(学習・学校体験)	授業の充実感	学校の授業では、以下の文のように感じる事が、どれくらいありますか。もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)			
		4	授業では、夢中になって学んでいる時間がある		
		5	学校の授業を通して学ぶ楽しさを感じている		
			6	できるようになった、わかったと思える授業が多い	
	個別最適な学びと協働的な学びの往還(主体的・対話的で深い学び)	本物の学び	学校の授業では、以下の文のようなことが、どれくらいありますか。もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (よくある ときどきある あまりない まったくない)		
			7	授業では自分の生活に結びつけて考えようとしている	
			8	授業で学んだことを、生活の中でいかそうとしている	
			9	学校の授業では新たな発見や気づきがある	
			10	授業では「なぜ」「どうして」「どうやって」という気持ちをもって学んでいる	
			11	授業では、試したり考えたり(試行錯誤)を繰り返しながら、課題の解決に取り組んでいる	
			12	つくばスタイル科では、自分が感じた疑問などを解決する学びの機会がある	
			13	授業では、学習の方法やペースを自分で選びながら学んでいる	
			14	授業では、自分が必要な時に、仲間と協力しながら学んでいる	
			15	授業では、いろいろな人と学ぶことで、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている	
	子どもが自己決定できる学校環境	安心できる学校環境	学校生活の中であなたが感じていることについて、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)		
16			学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる仲間がいる		
17			学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる先生や大人がいる		
			18	学校には、安心できる居場所がある	
民主的な学校環境		学校生活では、以下のように感じる事が、どれくらいありますか。もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)			
		19	自分の考えや意見を伝えやすい学年、学級だと思う		
	20	あなたの考えや意見が大事にされていると感じる			
		21	学級や学校をよりよくするために、一人一人の意見や考えを大切にしながら、みんなで話し合っている		
		22	みんなのがんばりや挑戦を応援している学級・学年だと思う		
最後に、ふだんのあなたについて教えてください(3/3)					
学びに向かう力・人間性(資質)	幸せに向かうために育んでほしい非認知能力	以下の文の内容について、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)			
		自己調整力	23	日々がんばれるような、自分なりの目標を持っている	
			24	目標に向かって、自分を振り返りながら進めている	
			25	分からないことや、できないことがあったとき、なんとかしようと思う	
			26	どんな学び方や進め方が自分には合うのかが分かっている	
		ふだんのあなたの気持ちや行動について教えてください。以下の文の内容について、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)			
		自己受容感	27	自分には、「よい」と思えるところがある	
			28	自分を大切に思っている	
		自己効力感	29	自分とは違う考えや気持ちをもっている人の話でも、最初から否定しないで聞くことができる	
			30	たいていのことには、「自分はきっとできる」と思って取り組んでいる	
31	自分は、失敗したとしても、その経験を次に生かそうという思いがある				
		32	挑戦しようとする気持ちをもって、様々なことに取り組んでいる		
		33	学校で困ったことがあったとき、誰かに助けを求めることができる		
		34	将来の夢や希望をもっている(あんな人になりたい、こんなことがしたい、こんな仕事につきたい など)		
		35	地域や社会をよくなるために何かしてみたいと思う		

# 教育振興基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

令和3年(2021年)3月に、令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング(Well-being)」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度(2025年度)で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県の教育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取り組み状況や課題等を踏まえ、令和8年度(2026年度)以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

## 2 国の動向

### 第4期教育振興基本計画の閣議決定

(令和5年(2023年)6月16日 閣議決定)

令和5年(2023年)6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## 3 県の動向

茨城県では、令和元年(2019年)8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年(2022年)3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

## 4 市の動向

つくば市では、令和2年(2020年)3月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。

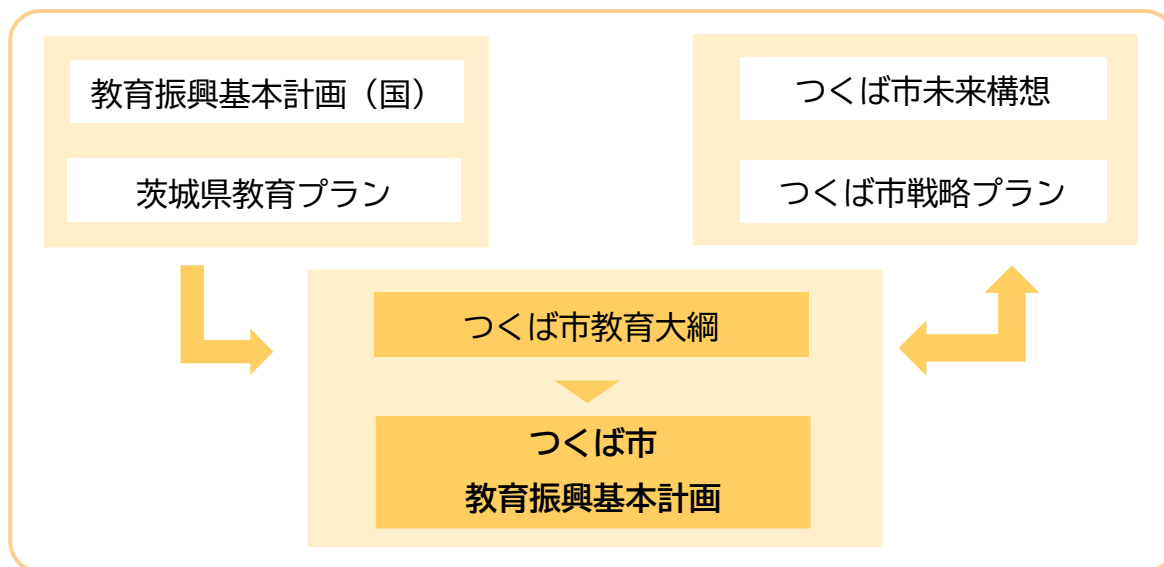
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ  
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ  
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ  
知識偏重の教育から全人教育へ

## 5 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



## 6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

## 7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
つくば市 未来構想	未来構想							
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン					次期 戦略プラン
教育大綱	つくば市教育大綱							
教育振興 基本計画	前期計画			第4期つくば市教育振興基本計画				

持続可能な  
社会の創り手の  
育成

第4期

令和5年度～令和9年度

# 教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの  
向上

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること  
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、  
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

## “教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

### 教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

## 教育の不易と流行、羅針盤

### 教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

### 将来の予測が困難な時代の 教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

## 社会の現状と変化

将来の予測が  
困難な、  
VUCA※の  
時代



少子化、  
人口減少、  
高齢化



地球規模  
課題



低い労働生産性、  
学ばない社会人



国や社会に  
対する  
意識の低下



等

※ 「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック!



## 2つのコンセプト

### 持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

### 日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

### ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上



### 日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する  
能力や状態に基づく  
ウェルビーイング  
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に  
基づくウェルビーイング  
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

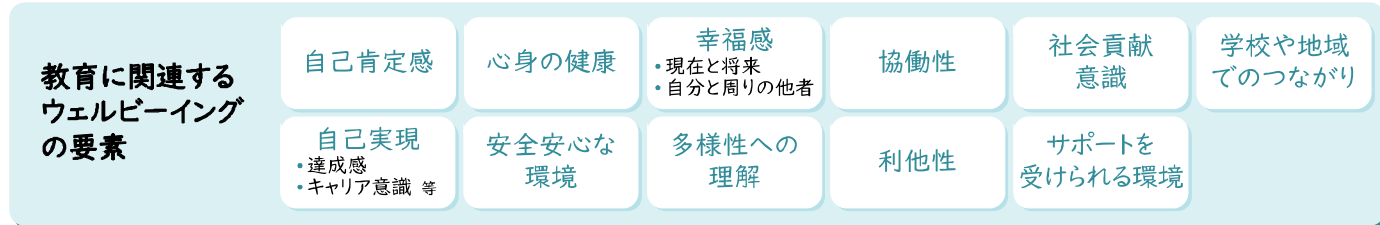
両者を調和ある形で一体的に  
向上させていくことが重要



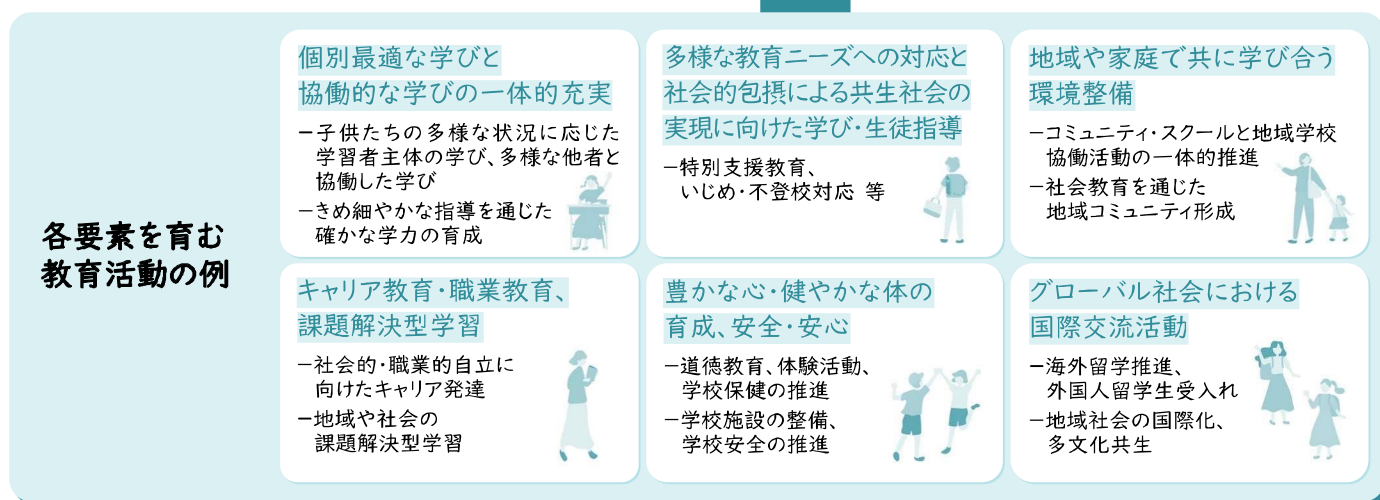
# 教育とウェルビーイング

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



## 教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

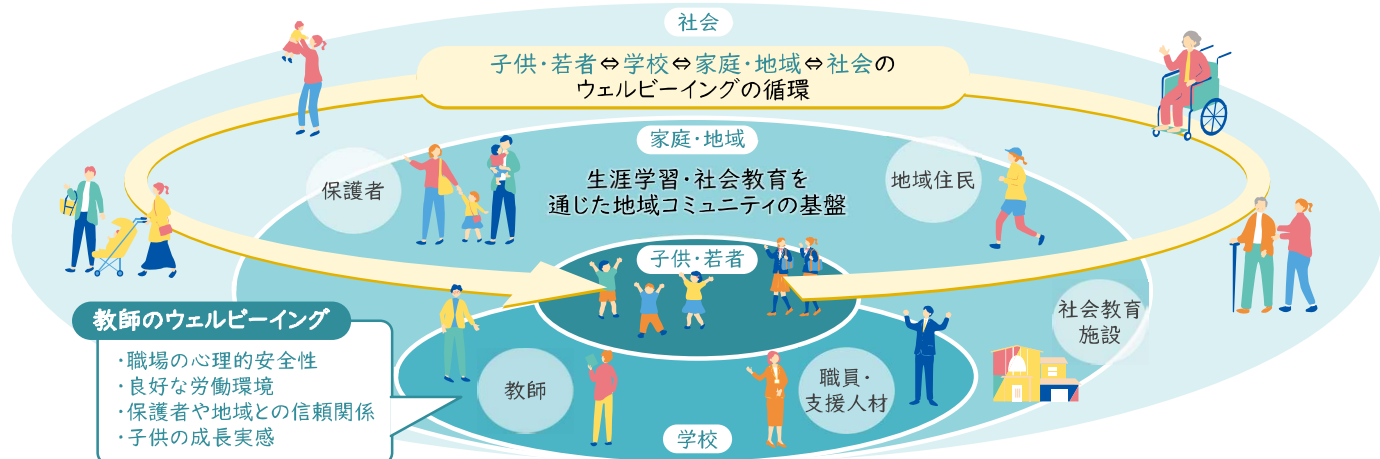


## 主観的認識のエビデンス把握

# 教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!



# 5つの基本的な方針



## 16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

**目標 1** 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

- 基本施策**
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
  - 学修者本位の教育の推進
  - キャリア教育・職業教育の充実
- 指標**
- 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
  - 大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合の増加【新規】

**目標 2** 豊かな心の育成

- 基本施策**
- いじめ等への対応、人権教育の推進
  - 体験活動・交流活動の充実
- 指標**
- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
  - 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
  - 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

**目標 3** 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

- 基本施策**
- 学校保健、学校給食・食育の充実
  - 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
- 指標**
- 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
  - 1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

**目標 4** グローバル社会における人材育成

- 基本施策**
- 日本人学生・生徒の海外留学の推進
  - 外国語教育の充実
  - 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化
- 指標**
- 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
  - 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先(国内進学者を除く)6割を目指す【新規】

## 5 イノベーションを担う人材育成



## 基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

## 指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

## 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



## 基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

## 指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

## 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



## 基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

## 指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

## 8 生涯学び、活躍できる環境整備



## 基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

## 指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

## 9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



## 基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

## 指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

## 10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



## 基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

## 指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

## 11 教育DXの推進・デジタル人材の育成



## 基本施策

- ・ 1人1台端末の活用
- ・ 校務DXの推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ デジタル人材育成の推進（高等教育）

## 指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

## 12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



## 基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

## 指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

## 13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



## 基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

## 指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

## 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



## 基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 企業等との連携

## 指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

## 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



## 基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 学校安全の推進
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備

## 指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

## 16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



## 基本施策

- ・ 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

## 指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】



# 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

## ● 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成

## ● 教育投資の在り方

- ・「未来への投資」としての教育投資の意義
- ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



# 策定および計画実行に当たっての留意事項

## 策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性  
⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話  
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

## 計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し  
⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施  
⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

## 本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は  
こちらから御覧いただけます。  
ポイント解説動画も掲載しています。  
ぜひアクセスください!



# いばらき教育プラン

## (茨城県教育振興基本計画)

令和4年3月  
茨城県教育委員会

### 1 いばらき教育プランの位置付け

このいばらき教育プランは、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

### 2 いばらき教育プランの内容

茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育に関する部分は、本県の教育に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育に関する部分をもっていばらき教育プランに代えることとします。

### 3 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）まで（4年間）

### 4 その他

この計画の策定に伴い、現行計画の計画期間を令和3年度（2021年度）までとします。

基本理念 『活力があり、県民が日本一幸せな県』

III 「新しい人財育成」 茨城県の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

※計画期間:令和4~7年度

＜政策から描かれる茨城県の近い未来の姿＞

- ◆ 時代の変化に対応し、ニーズを捉えた魅力的な教育を提供する環境が整い、グローバル社会で活躍する「人財」や、地域社会を支える「人財」が育っていきます。
- ◆ 子育ての各ステージにおける切れ目のない支援により、待機児童・子どもの貧困問題等の解消が進み、安心して子供を産み育てやすい県になっていきます。
- ◆ 生活様式や価値観が多様化するなかでも、一人ひとりが能力を十分に発揮できるダイバーシティ社会が実現し、魅力的なライフスタイルを送る県民が増えていきます。

<p><b>政策11</b> 次世代を担う「人財」</p> <p>変化の激しい時代を生き抜くため、リスクに積極的に挑戦し、自分の夢を実現したり、地域課題を発見・解決できる「人財」を育成します。</p>	<p><b>政策12</b> 魅力ある教育環境</p> <p>少人数教育や中高一貫教育などの充実を図り、社会の変化や地域のニーズに対応した「魅力と特色ある学校づくり」を推進します。</p>	<p><b>政策13</b> 日本一、子どもを産み育てやすい県</p> <p>若い世代のニーズに合わせた結婚支援の強化や、多様な幼児教育・保育ニーズへの対応、困難を抱える子どもへの支援の充実など、安心して出産、子育てできる社会をつくります。</p>	<p><b>政策14</b> 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城</p> <p>人生100年時代の到来に向け、ライフスタイルや価値観が多様化するなか、県民がそれぞれの生涯学習や文化活動、スポーツや余暇を楽しむ機会や環境をつくります。</p>	<p><b>政策15</b> 自分らしく輝ける社会</p> <p>性別・人種・価値観等の多様性を認め合い、固定的役割分担意識にとらわれず、誰もが自らが望む働き方を選択し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくります。</p>
<p>(1) 「知・徳・体」 バランスのとれた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保幼小中高の円滑な接続、食育、健康教育、ICT活用、外部人材活用、情報モラル教育</li> </ul> <p>(2) 新しい時代に求められる能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英会話学習、国際理解教育、プログラミング教育、理数教育、アントレプレナーシップ育成、キャリア教育、STEAM教育</li> </ul> <p>(3) 地域力を高める人財育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土教育、福祉教育、地域活動</li> </ul>	<p>(1) 時代の変化に対応した学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用指導力、少人数教育、中高一貫教育、大学誘致、大学との連携、教員の働き方改革、コミュニティ・スクール</li> </ul> <p>(2) 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止、立ち直り支援、不登校・引きこもり・いじめ等に対する未然防止、就学前教育・家庭教育の推進、放課後活動の充実、誰もが教育を受けられる支援の充実、インクルーシブ教育</li> </ul>	<p>(1) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚や出産に係る不安の解消</li> </ul> <p>(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロの水準を維持、幼児教育・保育人材の確保、放課後児童支援員の確保</li> </ul> <p>(3) 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実、早期発見・安全確保、社会的養育、教育支援・生活支援、就労支援・経済的支援、ヤングケアラー支援</li> </ul>	<p>(1) 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習、リカレント教育、文化芸術活動、県立美術館等</li> </ul> <p>(2) スポーツの振興と遊びある生活スタイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県選手の発掘・育成・強化、総合型地域スポーツクラブ等、県営体育施設</li> </ul>	<p>(1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイバーシティ社会、帰国・外国人児童生徒への適応支援、人権教育、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期解決</li> </ul> <p>(2) 女性が輝く社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会</li> </ul> <p>(3) 働きがいを実感できる環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス</li> </ul>

I 「新しい豊かさ」

政策1 質の高い雇用の創出

- (3) 産業を支える人材の育成・確保
- ・産業技術短期大学校、産業技術専門学院、産学官連携プログラム(高度IT人材育成)、理工系分野への進学を促す機会提供(科学の甲子園茨城大会の開催等)

政策2 新産業育成と中小企業等の成長

- (1) 先端技術を取り入れた新産業の育成と新しい産業集積づくり
- ・J-PARC、cスポーツ
- (2) 活力ある中小企業小規模事業者の育成
- ・伝統的工芸品

政策4 ビジット茨城 ～新観光創生～

- (1) 稼げる観光地域の創出
- ・本県の文化を学べる体験、自然体験

政策5 自然環境の保全・再生

- (2) サステナブルな社会づくり
- ・環境教育、環境学習

II 「新しい安心安全」

政策6 県民の命を守る

- 地域保健・医療・福祉
- (1) 医療・福祉人材確保対策
- ・修学資金貸与制度等により医学部進学等を支援
- (2) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実
- ・ヤングケアラーへの支援
- (3) 精神保健対策・自殺対策
- ・正しい知識の普及啓発、相談体制の充実

政策8 障害のある人も暮らしやすい社会

- (1) 障害者の自立と社会参加の促進
- ・医療的ケア児、文化活動の発表機会の創出
- (2) 障害者の就労機会の拡大
- ・就労支援体制の充実

政策9 安心して暮らせる社会

- (2) 安心な暮らしの確保
- ・消費者教育
- (3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり
- ・安全教育、通学路の安全点検

政策10 災害・危機に強い県づくり

- (1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化
- ・施設の適切な維持管理・耐震化、学校等での防災訓練
- (2) 原子力安全対策の徹底
- ・専門家による講義や放射線測定体験等による啓発

IV 「新しい夢・希望」

政策16 魅力度No.1プロジェクト

- (2) 県民総「茨城大好き!」計画
- ・郷土教育

政策17 世界に飛躍する茨城へ

- (2) 世界に挑戦するベンチャー企業の創出(茨城シリコンバレー構想)
- ・理工系分野への進学を促す機会提供(科学の甲子園茨城大会の開催等)

政策18 若者を惹きつけるまちづくり

- (1) 若者に魅力ある働く場づくり
- ・インターンシップ
- (2) 若者を呼び込む茨城づくり
- ・本県の文化を学べる体験【再掲】、自然体験【再掲】、県営体育施設【再掲】

政策19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- (1) 先端技術の社会実装やデータの活用加速化
- ・ICT教育、GIGAスクール構想、産学官連携プログラム(高度IT人材育成)【再掲】

政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち

- (2) 人にやさしい、魅力あるまちづくり
- ・文化財指定、歴史的建造物